



公式通達 2025 年国際大会、米国フロリダ州オーランド

以下の国際会則及び付則改正案が
2025 年国際大会において提出され、代議員による票決の対象となります。

第 1 項：現地税金および納入金が適用されるクラブに対して、当該税金および納入金を国際協会が請求に含めることを認める決議案。

(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第 12 条「入会金及び会費」を改正し、新たな第 3 項を以下の通り挿入する。

第 3 項。現地納入金及び税金。上記第 2 項に従って課される会費に加えて、国際協会は、あらゆる政府組織または税務当局によって国際会費に課される現地税金や納入金に対応するため、追加の金額を徴収することができる。

さらに、第 3 項「延滞金利」の項番を第 4 項に繰り下げる。

第 2 項：アメリカ合衆国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島の国際理事の定数を偶数年においては 1 名、奇数年においては 2 名減らし、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島の国際理事の定数を偶数年において 1 名増やし、さらに、インド、南アジア、中東の国際理事の定数を奇数年において 2 名増やすことにより、国際理事の定数を再配分する決議案。

(会則に対するこの改正案の可決には 3 分の 2 の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

2026 年 7 月 1 日を施行日として、第 5 条第 3 項の既存の文言を全文削除し、以下の文言と差し替えて改正する。

第 3 項。国際理事会の会則地域別構成及び選挙。国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。



各偶数年に 18 人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから 4 人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから 2 人、ヨーロッパのクラブから 3 人、東洋東南アジアのクラブから 3 人、インド、南アジア及び中東のクラブから 4 人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから 1 人、アフリカのクラブから 1 人を選出するものとする。

各奇数年に 17 人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから 4 人、カナダのクラブから 1 人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから 1 人、ヨーロッパのクラブから 3 人、東洋東南アジアのクラブから 4 人、インド、南アジア及び中東のクラブから 4 人を選出するものとする。

第 3 項：地区ガバナー、第一副地区ガバナー、または第二副地区ガバナーが同じクラブのメンバーであることを禁ずる決議案。

(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第 8 条第 7 項「地区キャビネット」の既存の文言を全文削除し、以下の文言と差し替えて改正する。

第 7 項。地区キャビネット。各単一地区及び準地区は、議長としての地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー（いずれも同一クラブに属さないこと）、前地区ガバナー、並びにそれぞれ単一、暫定、又は複合地区会則の規定で定められる手順で選出又は任命されるリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計又は幹事兼会計、その他地区（単一、準、複合）会則及び付則で規定されるクラブ会員で構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定める権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期中、空席となる。それぞれの地区（単一、準、複合）は、その会則及び付則の中に、選出される第一及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければならず、各職責は国際理事会によって定められる。所属クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンとして選出又は任命されるものとする。